

中国入国時のビザ免除措置について

弁護士法人法円坂法律事務所 弁護士 中島 宏治

中国政府は、2024年11月30日、日本国籍保持者に対する短期滞在ビザ免除措置を再開しました。この措置により、日本人の中国への渡航の利便性が大幅に向上しました。

ビザ免除措置の詳細

中華人民共和国駐日本国大使館の情報によると、中国のビザ免除措置は従来から行われていたところ、今回は、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア、モンテネグロ、北マケドニア、マルタ、エストニア、ラトビアの国々と共に、日本が対象国の範囲拡大の1つとなりました。

その詳細は以下のとおりです。

対象者	日本国籍の一般旅券所持者
滞在期間	30日以内
渡航目的	商業・貿易活動、観光、親族訪問、交流訪問、トランジット
適用期間	2024年11月30日から2025年12月31日まで

今回のビザ免除措置の対象は上記のとおりであり、留学や就労など、上記以外の目的による入国には、引き続き当該ビザ取得が必要となります。

また、中国入国時に最低6か月以上のパスポートの残存期間が必要となりますので、注意が必要です。



大連駅

背景と影響

このビザ免除措置は、2020年3月に新型コロナウイルス感染症の影響で停止されていたビザ免除を再開するものです。日本政府は長らく中国側に再開を求めていましたが、中国側は「相互主義」を主張し、再開に応じていませんでした。

この緩和措置により、日中間の人的交流が活発化し、両国の経済・文化交流の促進が期待されます。特に、ビジネスや観光目的の短期滞在者にとっては、渡航の利便性が大幅に向上することになります。

他方で、日本の外務省も、2024年12月25日、中国人が日本に滞在する際のビザの緩和措置を発表しました。日本に入国を希望する中国籍の旅行者に対して、主に富裕層向けに10年間有効の観光用の数次ビザを新設したほか、団体観光ビザの滞在日数の延長を行い、団体ツアー用のビザについては、滞在可能日数が当初の15日から30日に延長されます。

中国政府からすると、ビザ免除で日本との貿易を促進する狙いがあるとみられますし、日本政府もビザの制限を緩和することで、特に富裕層の中国人観光客を増やし、両国間の経済・文化交流を促進したいと考えています。

この互恵的な施策は、両国間の観光復興を促進するだけでなく、両国民の相互理解を深め、両国関係と世論を改善するきっかけになるものと期待されます。

加えて、中国が福島県産水産物の輸入を開放すると発表したことは、日中関係の改善を推進する中国側の強い意図を感じますし、食の安全確保を前提とした正常な経済・貿易交流を徐々に再開す

ることにより、両国民にとって共通する利益となるでしょう。

今後の展望

今回の中国によるビザ免除措置は、2025年12月31日までの期限付きとなっていますが、両国間の緊張が再燃するなどのことがない限りそれ以降も延長されるとみられ、両国間の関係改善や経済交流の促進に寄与することが期待されています。

円安の影響もあり、訪日する中国人観光客が増大しており、オーバーツーリズムの課題がますます大きくなると考えられています。観光庁によると、2024年の年間の国別宿泊者数は、中国が1位に返り咲き、2500万人を超えたとのこと。

他方で、日本人の中国への渡航は、今回のビザ免除措置によっても観光目的の渡航は急には増えないと思われます。しかし、ビジネスマンにとっては、30日間のビザ免除措置は非常に魅力的であり、頻繁に中国に渡航する機会が確実に増えることでしょう。ビザ問題におけるアフター・コロナがどのように影響するか、今後も注目したいと思います。



関連リンク

- 日本領事業務に関する最新情報（中華人民共和国駐日本国大使館）：
http://jp.china-embassy.gov.cn/jpn/lscz/hzqzyw/202411/t20241122_11531311.htm
- 宿泊旅行統計調査（国土交通省観光庁）
https://www.mlit.go.jp/kankocho/tokei_hakusyo/shukuhakutokei.html